



様式第二号の三（第八条の四の六関係）

(表面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成23年 7月26日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

報告者

住 所 大分県竹田市大字挾田原188番地

氏 名 株式会社 松井組

代表取締役 松井宏一

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項の規定に基づき、平成22年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 松井組	
事業場の所在地	大分県竹田市大字挾田原188番地	
事業の種類	建設業	
産業廃棄物発生量の目標	(種類) (発生量)	別紙
計画の実施状況	①産業廃棄物発生量	(種類) (発生量) 別紙
	②自己直接再生利用量	別紙
	③自己直接埋立処分 又は海洋投入量	別紙
	④自己中間処理量	別紙
	⑤自己中間処理残さ 量	別紙

(日本工業規格A列4番)

## (裏面)

⑥自己中間処理後再生利用量	別紙
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	別紙
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	別紙
※事務処理欄	

## 備考

- 1 この報告は、6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。
- 4 「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量
  - (5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量
  - (6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量
  - (8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量
- 5 ※欄には、何も記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成23年 6月30日

(株)松井組

		発生量の目標	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	④自己中間処理量	⑤自己中間処理残さ量	⑥自己中間処理後再生利用量	⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	⑧委託処分量		
										再生	中間処理(再生以外)	最終処分
廃プラスチック		15	26.81								22.03	4.78
	小計	15	26.81								22.03	4.78
金属くず		10	9.6								9.6	
	小計	10	9.6								9.6	
ガラスくず等	石膏ボード	100	45.85								42.06	3.79
	その他	50	2.32								1.06	1.26
	小計	150	48.17								43.12	5.05
がれき類	コンクリート	3,000	1,896.83							1,896.83		
	その他アスファルト	2,000	3,251.80							3,012.29		239.51
	小計	5,000	5,148.63							4,909.12		239.51
木くず		350	331.68								331.68	
	小計	350	331.68								331.68	
繊維くず												
	小計		0								0	
紙くず		1	0.08								0.08	
	小計	1	0.08								0.08	
建設混合廃棄物	可燃物											
	不燃物											
	無分別	20	9.43									9.43
	小計	20	9.43									9.43
管理型		100	60.08								60.08	
	小計	100	60.08								60.08	
廃油			18.77								18.77	
	小計		18.77								18.77	
合計		5,646	5,653.25							4,909.12	485.36	258.77

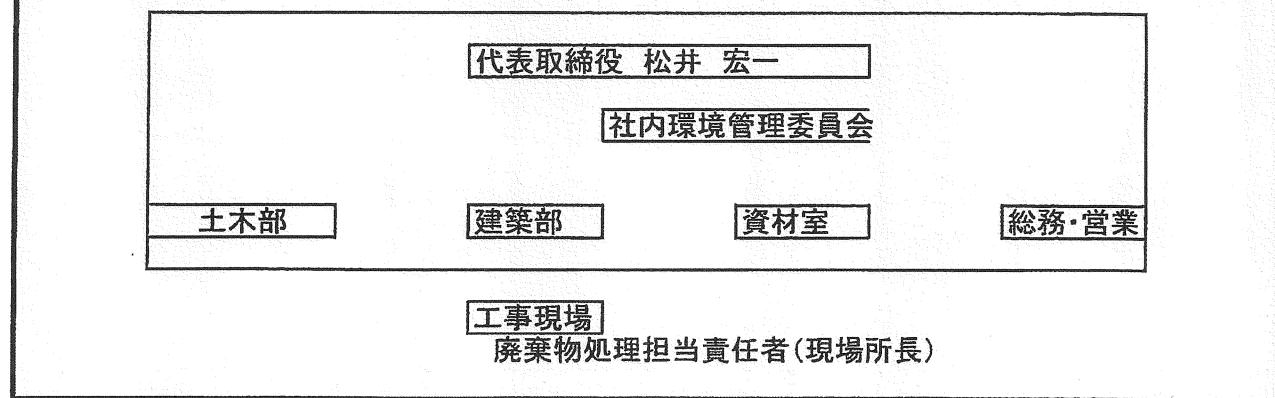
## 産業廃棄物処理に係る管理体制に関する次項

別添 1

### 1 責任者及び管理組織図

	統括責任者 廃棄物担当	副社長 経理部長
役割	社内環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な次項を検討する。</li> <li>・委員長 委員 関連部署部課長</li> <li>・事務局</li> </ul>
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の処理方針の策定</li> <li>○工事現場の廃棄物管理規定の策定・改廃</li> <li>○廃棄物処理に関する各種次項の決定、承認</li> </ul>
	廃棄物処理担当部課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理計画の作成</li> <li>○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理</li> <li>○監督官庁への各種報告</li> <li>○社員関連会社に対する教育・啓発</li> <li>○その他関係する事項</li> </ul>

### 廃棄物管理組織



### 2 管理体制の強化

#### ①管理体制(組織)

各工事現場と協力し、廃棄物の処理に対応するための横断的な組織(社内環境管理委員会)を編成する。これには、各現場の責任者の参画を図る。

#### ②管理方法

廃棄物管理規定について検討する。

### 3 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員に教育、研修等を行う。

#### ○管理職環境管理研修

部課長及び係長を対象として、現場において発生する産業廃棄物の管理、処理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎にする研修制度。

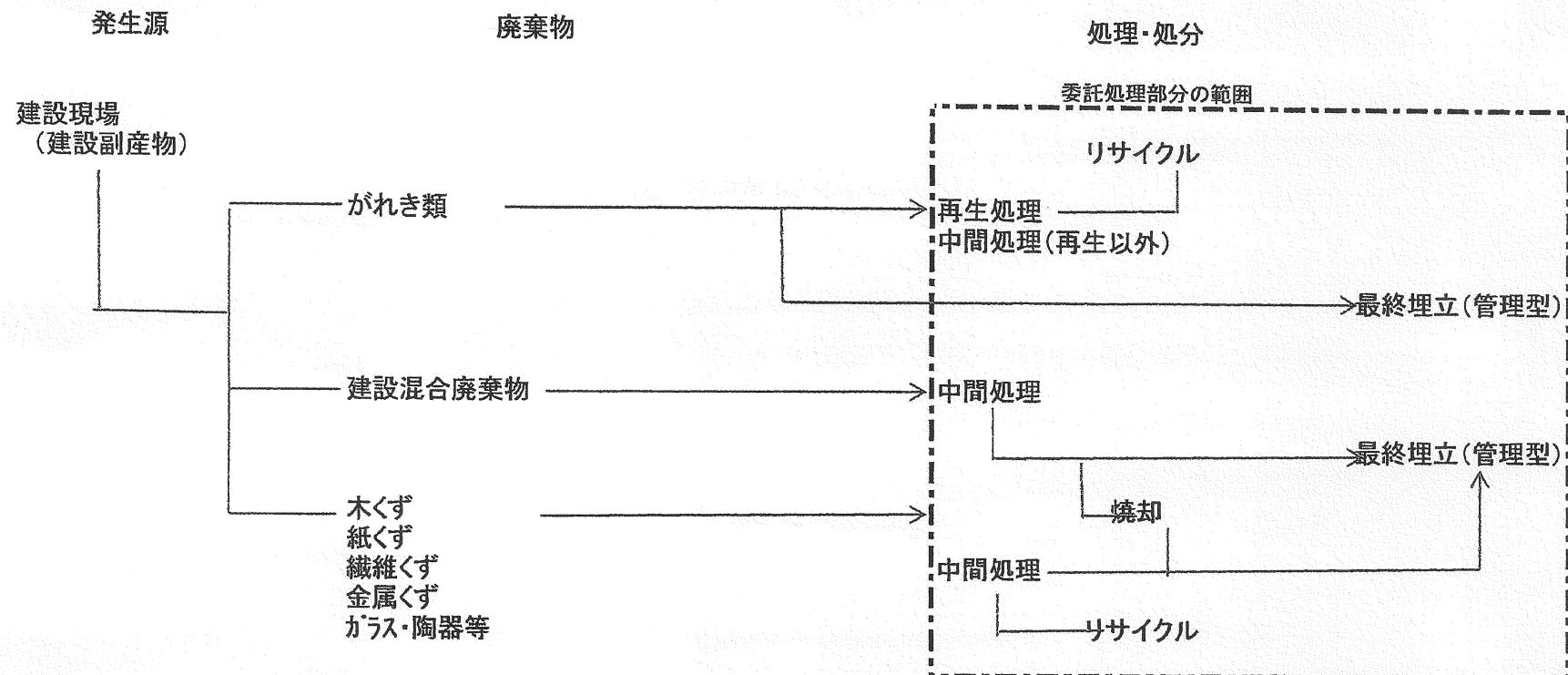
#### ○廃棄物担当者実施研修

廃棄物取扱の実務研修制度。

#### ○廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育、研修制度。

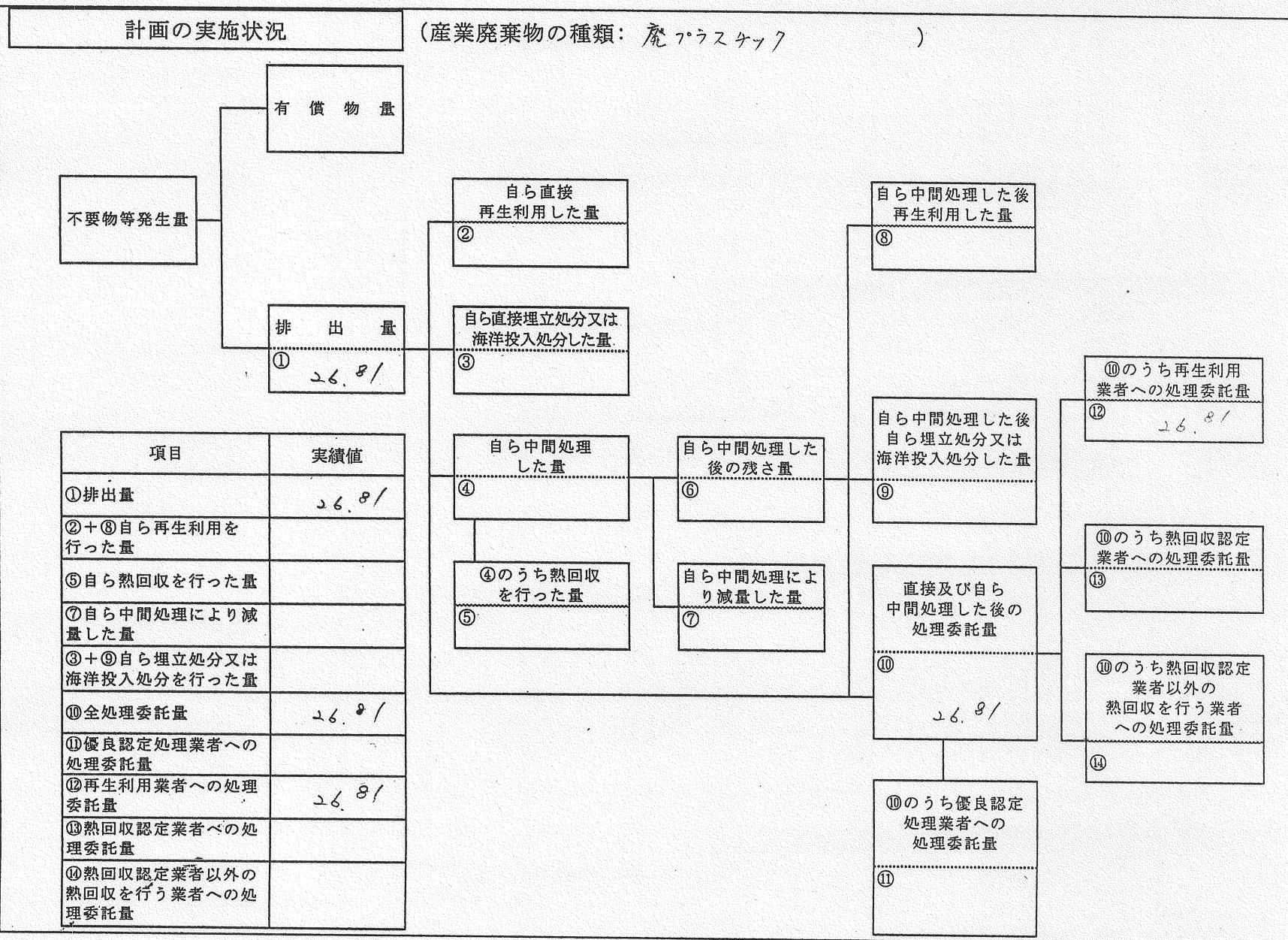
## 廃棄物発生フロー

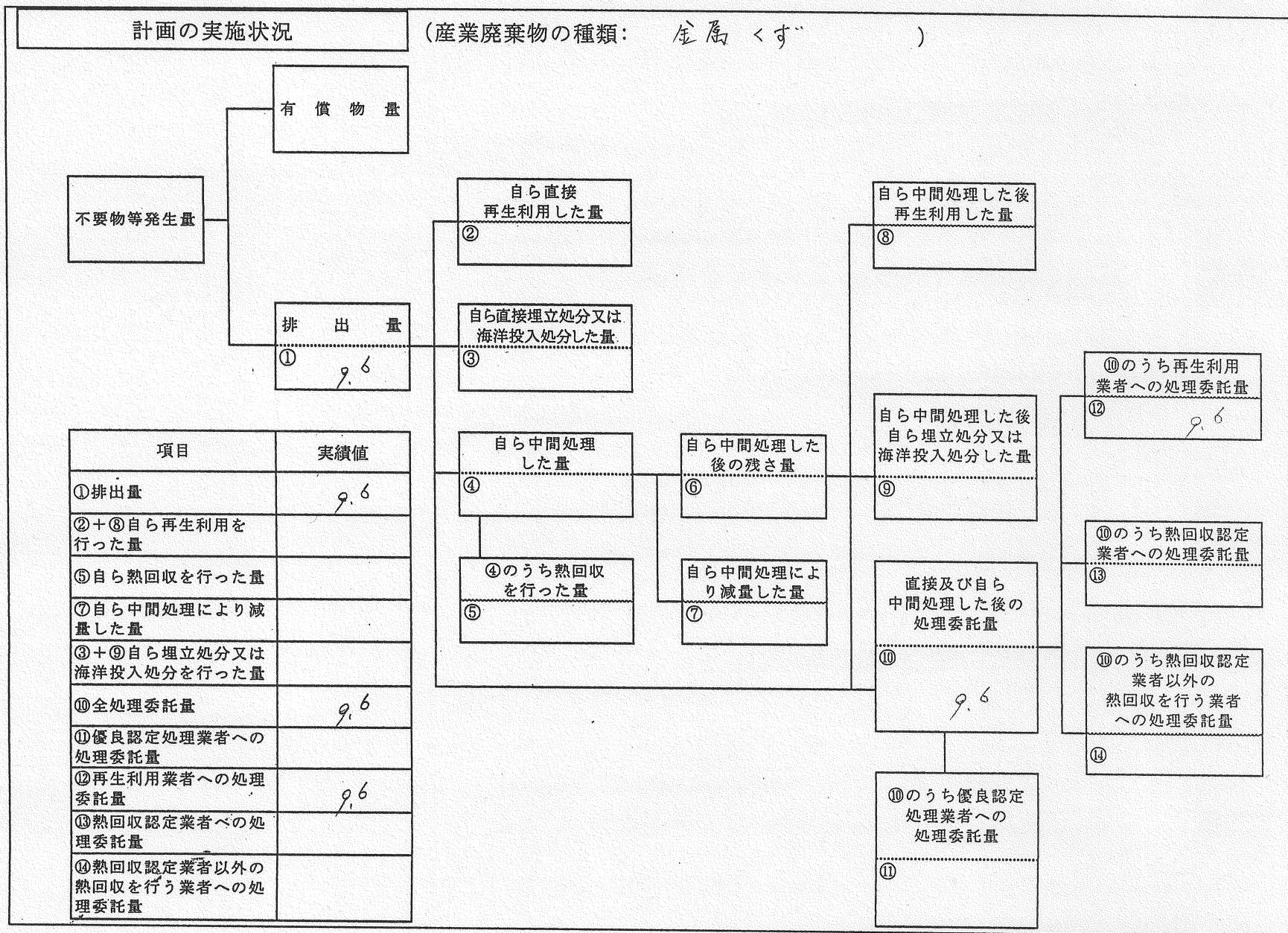


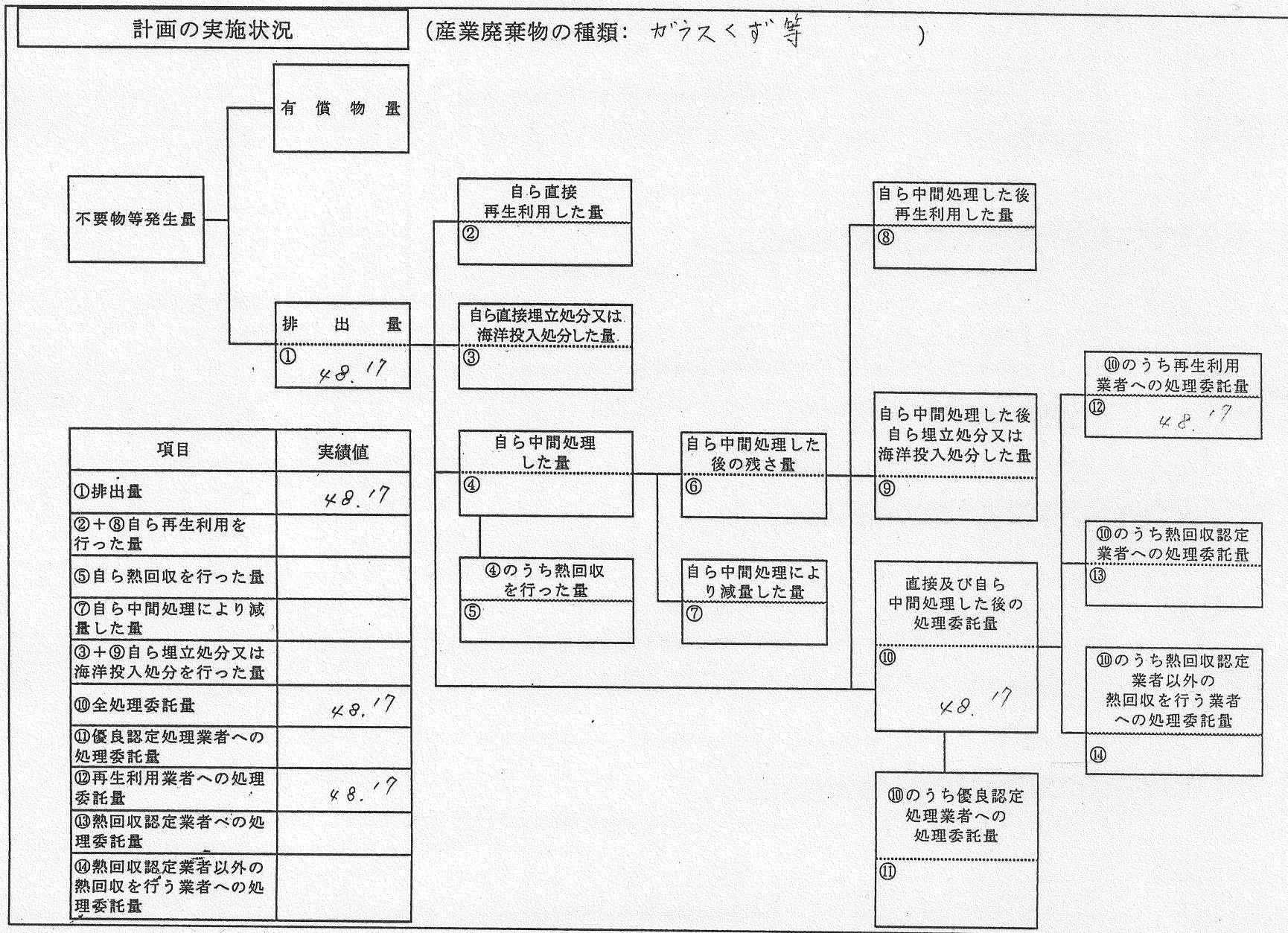
## 計画の実施状況

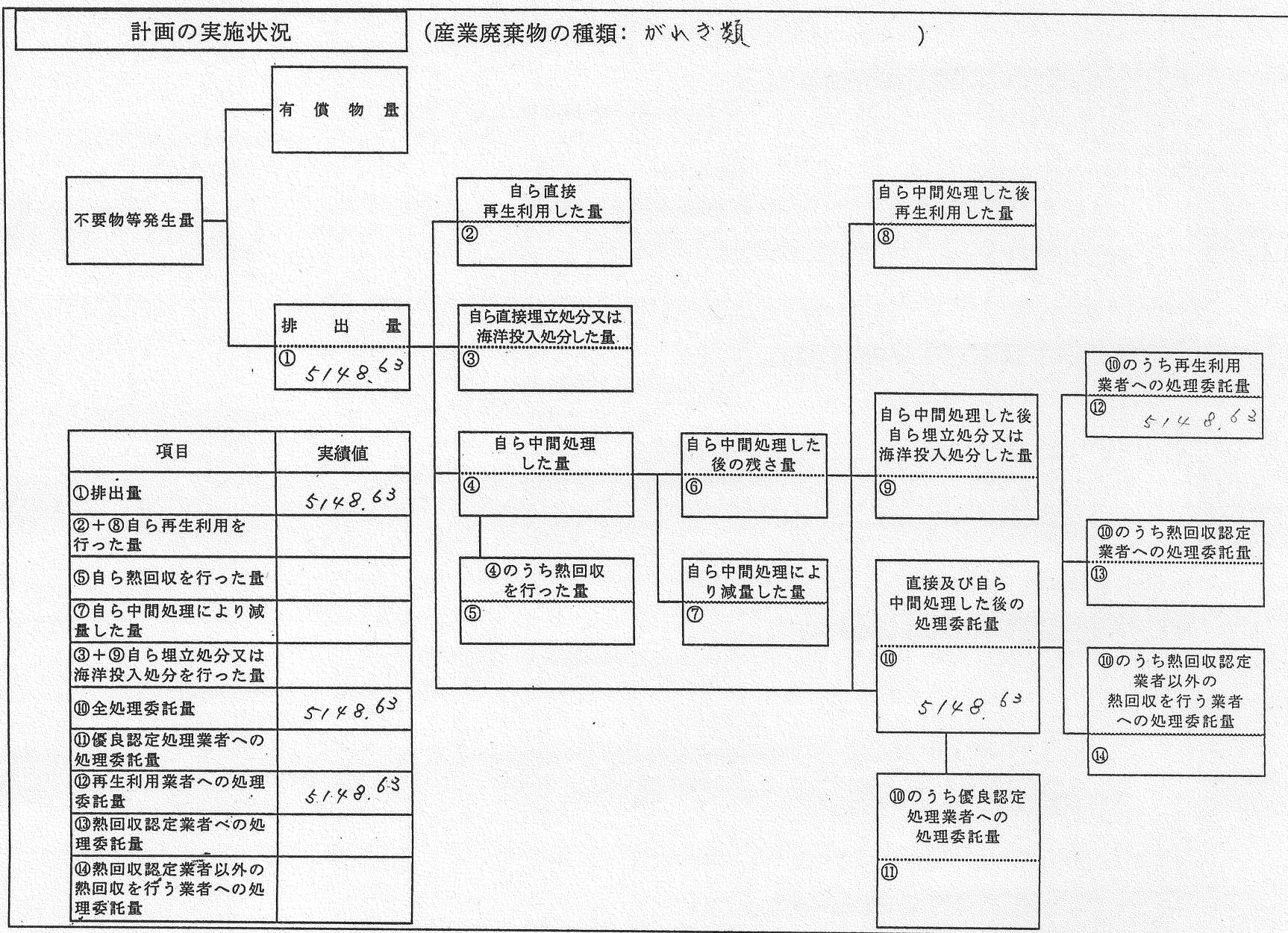
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

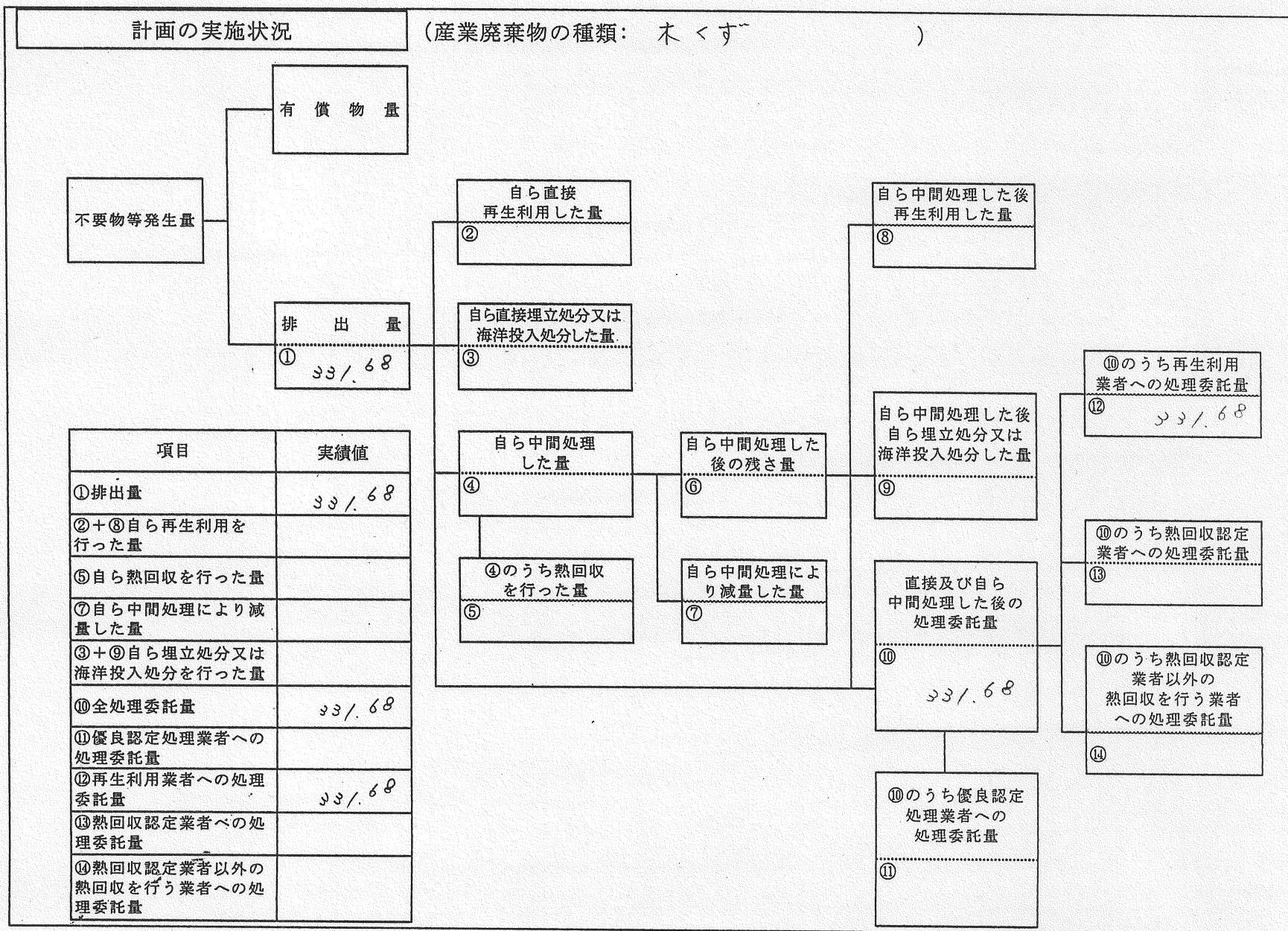
(第2面)

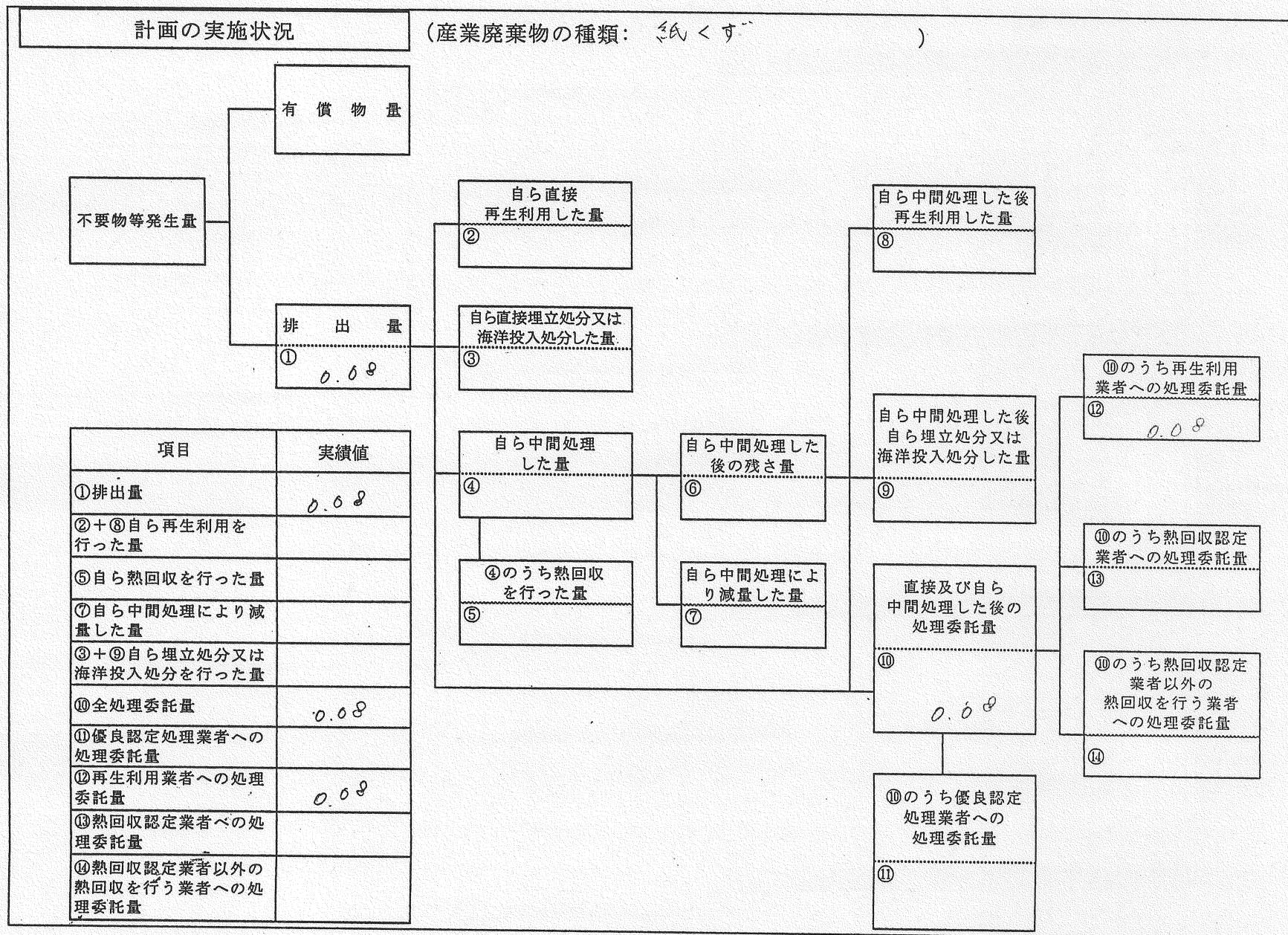


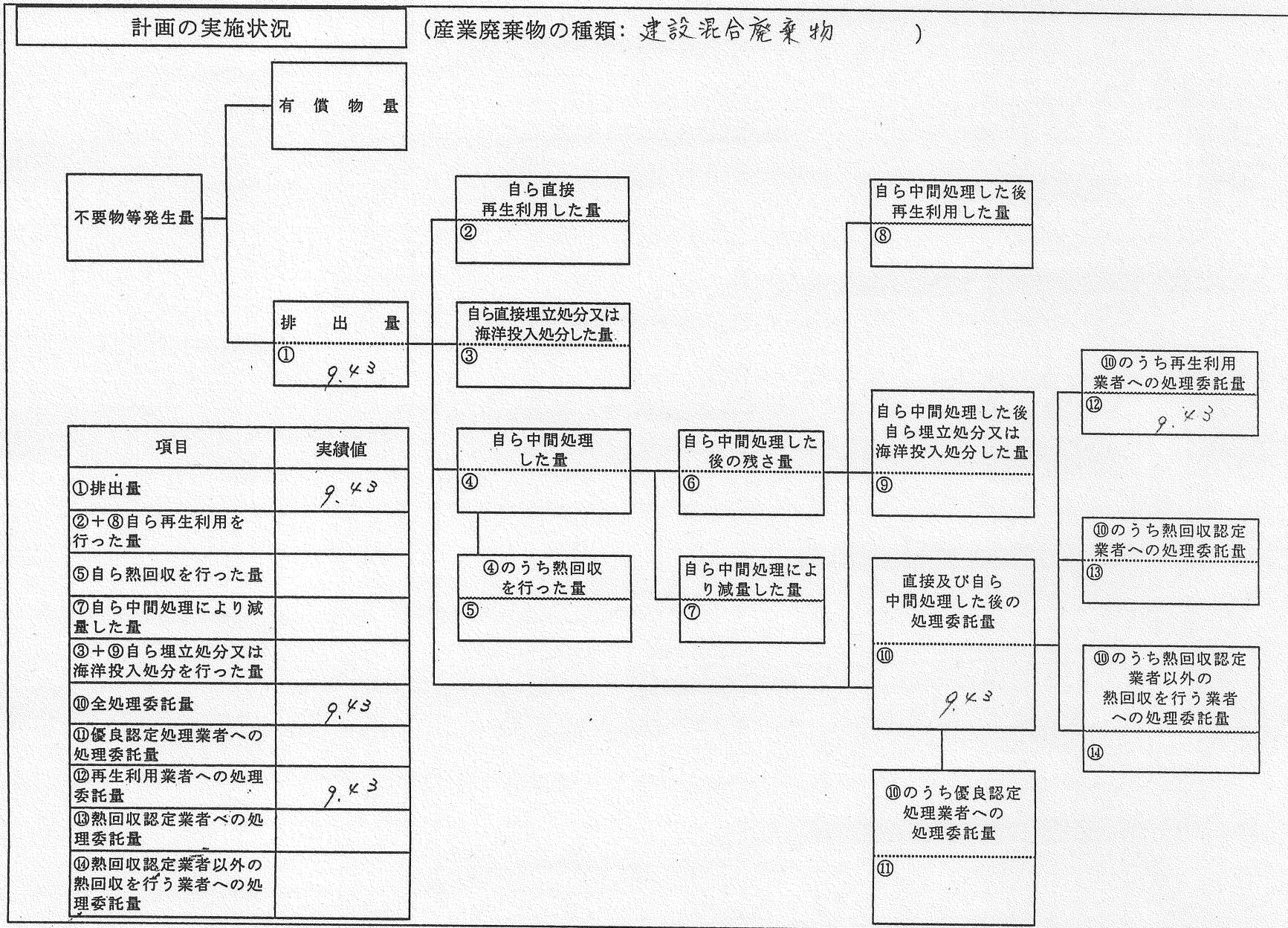






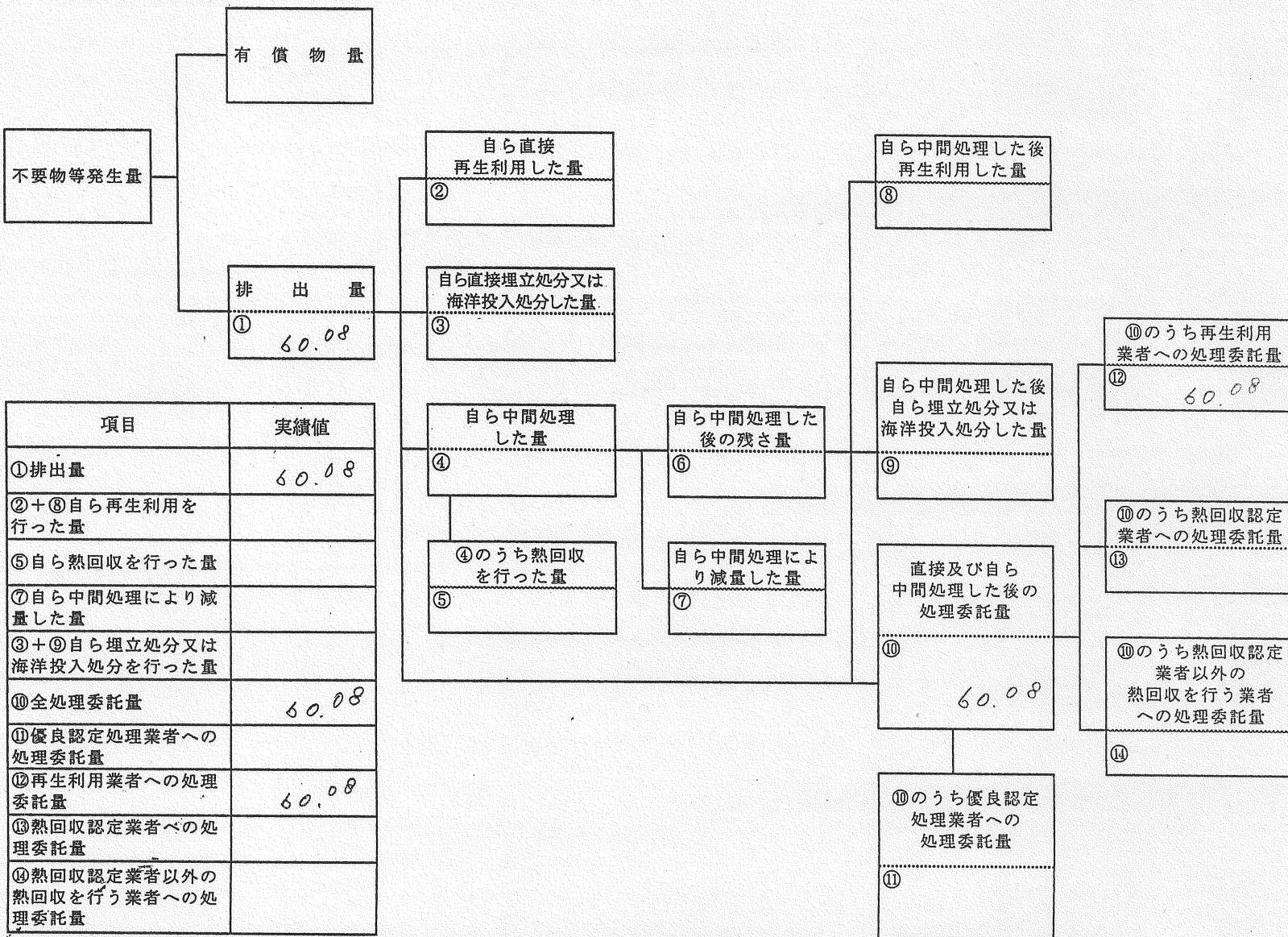






## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 管理型)



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

(第2面)

